

## 入 会 案 内

### 1. 会員登録と会費について

#### <会員登録>

- ・入会に伴う会員登録は随時、受付しております。年度期間：当年4月1日～翌年3月31日まで
- ・会員は個人単位になりますので、個人名で登録してください。
- ・会社等でご入会の場合は代表者名でご入会ください。  
(代表者名が変わる場合は、新入会扱いになり名前の変更はできません)

#### <会費>

- ・新入会の場合・・・入会金 3,000 円・年会費 10,000 円 合計 13,000 円
- ・継続会員年会費・・・10,000 円 【会費は変動する場合があります】
- \* 既納の入会金・会費はいかなる理由があっても返還いたしません。

### 2. 年会費の納入について

- ・年会費は機関誌『母性衛生』1号(4月発行)の最初の頁に綴じ込まれている郵便局の払込票で納入くださいますようお願いいたします。  
学術集会に演題応募の方(共同研究者も含む)・学術集会に参加される方はお早めに納入くださいますようお願いいたします。

### 3. 会員継続と退会について

- ・当学会は、**所定の退会届にて退会の連絡がない限り自動継続になります。**  
電話、メール、払込票の備考欄記載など所定の退会届以外の連絡は受け付けません。
- ・退会される場合は、機関誌『母性衛生』1・2・4号巻末に綴込まれている所定の理事長宛退会届またはホームページからダウンロードできる退会届に必要事項を記載し**署名**の上、事務局まで **FAX またはメール添付**で提出願います。

☆退会届が事務局に届き会費納入が完了になり次第、正式な退会受理となります。

☆退会届が未提出または会費未納の場合、退会完了といたしません。

- \* 退会に際し既納の入会金・会費はいかなる理由があろうとも返還いたしません。

### 4. 連絡先等の変更について

- ・氏名・住所(自宅及び勤務先)・勤務先名・郵便物送付先・所属都道府県等の変更がある場合は、速やかに事務局へ FAX またはメール添付で**変更届**をお送りください。  
★注意：電話での連絡は受け付けません。
- ・機関誌『母性衛生』1・2・4号の巻末に綴り込んである変更届または、ホームページの変更届をご使用ください。

### 5. 会員資格喪失について

- ・年会費を2年間滞納した場合は、会員の資格を失います。

# 個人情報保護方針

本学会は、個人情報及び特定個人情報（以下、「個人情報等」といいます。）の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、業務上取り扱うこととなる個人情報等の保護を重要事項として位置づけ、「個人情報保護方針」を以下のとおり定め、徹底を図ります。

## 1. 個人情報等の適正な取扱い

本学会は業務上取り扱うこととなる個人情報等を取得、保管、利用、提供又は廃棄するに当たり、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」や「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に従い、適正かつ厳格に取り扱います。

## 2. 利用目的

### (1) 個人情報の利用目的

個人情報をご提供いただく場合は、以下の目的に限定して取り扱います。

- ①会員の会費、入退会及びお知らせ関連事務
- ②学術集会運営関連事務
- ③役員、代議員、幹事、名誉・功労会員、関係団体代表のご紹介及びお知らせ関連事務
- ④選挙関連事務
- ⑤投稿論文、表彰論文及び受賞関連事務
- ⑥機関誌、記念誌の購読、販売、掲載関連事務

### (2) 特定個人情報等の利用目的

本学会は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という）を上記(1)の利用目的の範囲内で取り扱います。

## 3. 個人情報等の管理について

(1) 本学会は、個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止等、個人情報等の管理のために取り扱い規程を定め、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、従業者等に個人情報等を取り扱わせるに当たっては、個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行います。

(2) 個人情報等の取り扱いについて、会員、取引先及び従業員等の許諾を得て第三者に委託する場合には、十分な個人情報等の保護の水準を備える者を選定するとともに、契約等により安全管理措置を講じるよう定めた上で、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

(3) ご提供いただいた個人情報は、ご本人様の事前のご承諾がない限り、利用目的の範囲を超えての取扱いはいたしません。また、個人情報を第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。

なお、特定個人情報等は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で限定的に明記された場合を除き、目的を超えた利用及び提供は行いません。

①法令に基づく場合

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

⑤業務の全部または一部を委託する場合

#### 4. 関係法令、ガイドライン等の遵守

本学会は、個人情報等に関する法令及び個人情報保護委員会が策定するガイドラインその他の規範を遵守し、従業者が個人情報等の保護の重要性を理解し、適正な取り扱い方法を実施します。

#### 5. 継続的改善

本学会は、個人情報等の保護が適正に実施されるよう、本方針及び学会内規程類を継続して改善します。

#### 6. 個人情報等の開示・訂正・追加、削除及び利用停止等について

ご本人様が、個人情報等について開示、訂正、追加、削除及び利用停止や利用目的の通知、第三者への提供の停止を希望される場合は、本学会がご本人様ご自身であることを確認でき次第、速やかに対応いたします。

#### 7. 苦情・お問合せ先

本学会は、個人情報等の取扱いに関するお問合せに対し、適切に対応いたします。

所在地 東京都中央区東日本橋1-3-3 TYDビル6階

公益社団法人日本母性衛生学会

電話番号 03-5829-6757

E Mail other@bosei-eisei.org

## 入会及び退会に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本母性衛生学会（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

### (会員の種別)

第2条 定款第10条に規定する会員は、普通会員、賛助会員、功勞会員、名誉会員の4種である。なお、普通会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する法律上の社員の権利を代議員たる会員と同様に本会に対し行使することができる。

### (入会手続)

第3条 この法人の普通会員になろうとする者は、別に定めるところに従い、入会金及び当該年度の会費を添えて、所定の入会申込書を理事長宛に提出しなければならない。

2 この法人の賛助会員になろうとする者は、別に定めるところに従い、当該年度の会費を添えて、所定の入会申込書を理事長宛に提出しなければならない。

### (名誉会員)

第4条 定款第10条の名誉会員の称号は、年齢満65歳以上の普通会員で、原則として次の各号の3以上の条件を満たす者について詮衡し、授与することができる。

- (1) 母性衛生の進歩あるいは本会の発展に特に寄与した者。
- (2) この法人の学術集会において顕著な業績のあった者。
- (3) この法人の理事、監事に通算10年以上就任した者。
- (4) この法人の理事長又は学術集会会長に就任した者。

2 理事は理由を付して名誉会員候補者を理事長に推薦し、理事長は理事会に諮り、社員総会の承認を得る。

3 名誉会員の称号は終身称号であり、授与に際してはこの法人から感謝状を贈呈する。

4 名誉会員は、理事会及び社員総会に出席して発言をすることができる。ただし、議決権は有しない。

### (功勞会員)

第5条 定款第10条の功勞会員の称号は、年齢満65歳以上の普通会員で、次の各号のいずれかに該当する者について詮衡し、授与することができる。

- (1) この法人の理事、監事に通算5年以上就任した者。
- (2) この法人の代議員、幹事に通算10年以上就任した者。
- (3) この法人の発展に功勞のあった者。

- 2 理事は理由を付して功労会員候補者を理事長に推薦し、理事長は理事会に諮り、社員総会の承認を得る。
- 3 功労会員の称号は終身称号であり、授与に際してはこの法人から感謝状を贈呈する。
- 4 功労会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

#### **(会員名簿)**

第6条 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

#### **(入会金及び会費)**

第7条 入会金及び会費の金額及び納期に関する扱いについては、社員総会の決議により定める「会費等に関する規程」によるものとする。

#### **(除名)**

第8条 定款第15条に定める事由に該当するときは、社員総会において総代議員の半数以上であって、総代議員の3分の2以上の決議によって除名することができる。

- 2 会員の除名をするとき、理事長は理事会で審議し、社員総会の決議を経て決定する。

#### **(退会)**

第9条 会員が退会しようとするときは、所定の退会届に必要事項を記載し、署名の上、理事長に提出する。

- 2 前項の手続きを行うことで、会員はいつでも任意に退会できる。
- 3 退会に際し、既納の入会金、会費は、いかなる理由があろうともこれを返還しない。

#### **(改廃)**

第10条 この規程を改正・廃止する場合には、社員総会の承認を受ける。

#### **(補則)**

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

# 会費等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本母性衛生学会（以下「この法人」という。）の定款第12条に定める入会金及び会費に関する必要事項を定めることにより、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

## (入会金及び会費)

第2条 定款第12条に規定する入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

### (1) 普通会员

- ① 入会金 3,000円
- ② 会費 10,000円

### (2) 賛助会員

- ① 会費
  - 個人 1口 50,000円 1口以上
  - 団体 1口 50,000円 1口以上

### (3) 功労会員

- ① 会費 10,000円

### (4) 名誉会員

- ① 会費 免除

2 入会金については、公益目的事業及び管理部門（法人会計）において50%ずつ使用するものとする。

3 普通会员、賛助会員、功労会員の会費については、公益目的事業及び管理部門において50%ずつ使用するものとする。

## (機関誌購読料)

第3条 前条の会費には、この法人の機関誌「母性衛生」の購読料を含むものとする。本機関誌は、会員以外でも年額7,000円の購読料をもって有料で頒布する。

2 前項の会員以外の機関誌購読料には、消費税を加算するものとする。

## (会費等の納入)

第4条 この法人の会員になろうとする者は、入会時に提出する所定の申込書に添えて、入会金及び年会費の納入をしなければならない。

## (資格喪失に伴う会費納入義務等)

第5条 会員が退会するときは、その会員であった事業年度の期間に相当する未納会費を納

入しなければならない。

**(改廃)**

第6条 この規程を改正・廃止する場合には、社員総会の承認を受ける。

**(補則)**

第7条 この規程に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は理事長が別に定める。

# F A X 送信票

公益社団法人  
日本母性衛生学会理事長宛

FAX:03-5829-6758

## 2022年度 入会申込書

※ 所属都道府県は自宅住所と勤務先住所の都道府県が違う場合にご記入ください

入会案内・個人情報取扱文書の内容に同意した上で入会します					
ふりがな					※ 所属都道府県
氏名					男・女
生年月日	西暦 年 月 日				
e-mail					
職種 (○印)	医師	助産師	栄養士	保健師	看護師
	養護教諭	歯科医師	その他	1.教員 2.大学院生 3.会社員 4.( )	
	※ 職種欄は必ずご記入ください				
自宅	ふりがな				
	自宅住所	〒			
	自宅TEL		自宅FAX		
	携帯TEL				
勤務先	ふりがな				
	勤務先住所	〒			
	ふりがな			所	
	名称			属	
	勤務先TEL		勤務先FAX		
機関誌郵便物送付先 (○印)		自宅		勤務先	
入会理由 (○印)	1. 論文投稿の為 2. 学術集会参加の為 3. 学術集会演題発表者・演題共同研究者の為 4. その他 ( )				
備考					

・自宅住所はマンション名・部屋番号まで必ず記入のこと。

・勤務先は施設名とその所属まで記入のこと。

* 事務局記入欄	会員番号	台帳登録	入金日